

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

平成27年12月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい福祉に関する事務
②事務の概要	<p>新居浜市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給及び通所給付決定の変更に関する事務 ・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供及び費用の徴収に関する事務 ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付申請、再交付、変更、返還等に関する事務 ・身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付申請、再交付、変更、返還等に関する事務 ・知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置及び費用の徴収に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答等に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の資格喪失届、ほか変更届等に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給、支給決定の変更及び地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一 項番8、11、12、14、34、47、84 2. (番号法)別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. (番号法)第19条第7号及び別表第二 (情報提供) 項番16、26、56の2、57、87、116 (情報照会) 項番10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110 2. (番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 (情報照会) 第9条、第10条、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 地域福祉課
②所属長	伊達 忠幸
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所福祉部 地域福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

